

「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」の
改定案に対する意見及びその考え方

〔意見募集期間:令和6年2月22日(木)～同年3月22日(金)(案件番号:145210246)〕

意見提出者一覧

意見提出者 3件(いずれも法人)

※提出意見数は、意見提出者数としています。
※意見については要約を付しています。

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	ソフトバンク株式会社
2	KDDI株式会社
3	株式会社NTTドコモ

意見	考え方	修正の有無
<p>意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本ガイドラインの改定を踏まえ適切に対応していく。 ● その上で、費用配賦の見直しを適用するに当たって整理された激変緩和措置について、二種指定事業者が本来回収すべき費用を回収しないことは極めて異例であり、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定」する趣旨に鑑みても、極めて合理性を欠くものであると考えるため、総務省において、当該措置は例外的な対応であることを明確にし、今後当該措置のようなイレギュラーな整理がなされることのないよう強く要望する。 	<p>考え方1</p>	
<p>○ 本ガイドラインの改定は、第二種指定電気通信設備接続会計(以下、「接続会計」と言います。)における、音声伝送役務(以下、「音声」といいます。)-データ伝送役務(以下、「データ」といいます。)それぞれに係る資産および費用の直課及び配賦基準を見直し、より精緻に会計を整理することを目的とするものと認識しています。当社は、本ガイドラインの改定を踏まえ、2023年度接続会計から適切に対応していく所存です。そのうえで当社見解を以下のとおり示します。</p> <p>○ 今回の見直しにより、主に音声からデータへの費用付け替えが生じ、データ費用が増加することで、結果としてMVNO殿が負担する回線容量単位接続料等が現行水準よりも上昇する蓋然性が高いことが示されました。その結果を受け、MVNO殿の事業影響を回避する事を目的として、2023年度から2025年度に適用される回線容量単位接続料等において、当該上昇分の費用の一部又は全てをMVNO殿ではなく二種指定事業者が実質的に負担すると整理されましたが、MVNO殿の事業影響や予見性確保を理由に二種指定事業者が本来回収すべき費用を回収しないことは極めて異例であり、電気通信事業法第34条における「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定」する趣旨に鑑みても、極めて合理性を欠くものと考えます。</p> <p>○ したがって、総務省殿においては、今回の措置が例外的な対応であることを明確にさせていただき、当該措置のようなイレギュラーな整理が今後なされることのないよう強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 御意見のとおり、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者においては、2023年度接続会計から改定後のガイドラインに基づき会計を整理することが適切と考えます。</p> <p>○ なお、費用配賦の見直しの適用時期及び激変緩和措置については、「接続料の算定等に関する研究会」及び「モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ」において、①費用配賦の見直しは可能な範囲でできるだけ早く、MNO 3社一斉に採用すること、②データ接続料の増減がMVNOの経営に重大な影響を与えることに鑑み、MVNOの予見可能性を最大限維持すること、③音声接続料に係る激変緩和措置は、MNOの経営に与える影響も踏まえ、導入するが必要最小限のものとする事、④激変緩和措置は音声とデータ間の費用の段階的な付け替えにより調整すること等を踏まえて検討されたものであり、第二種指定電気通信設備に係る接続料の適正性向上のための費用配賦の見直しに伴う措置という例外的な対応として、一定の合理性があるものと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見2</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 接続料の算定等に関する研究会(第81回)において取りまとめられたモバイル接続料費用配賦ワーキンググループにおける検討結果の内容が本ガイドラインに反映さ 	<p>考え方2</p>	

<p>れていないため追記が必要。</p>										
<p>○ 今般の改正により、音声・データ役務に直課する固定資産の例について、「表1 音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課すべき固定資産」の規定が追加されております。</p> <p>一方、接続料の算定等に関する研究会(第81回)にて音声伝送役務に直課すべき資産として報告された「音声回線交換サービス制御装置(AS)」が表1において記載されていないため、当該資産について追記が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 御意見のとおり、「接続料の算定等に関する研究会」及び「モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ」における検討の結果、音声回線交換サービス制御装置(AS)は音声伝送役務に直課すべき固定資産とすることが適当とされたところであり、御意見を踏まえ、原案に次の記載を加える修正を行います。</p> <p style="text-align: center;">表1 音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課すべき固定資産</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">音声伝送役務に直課する固定資産</th> <th style="text-align: center;">データ伝送役務に直課する固定資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <ul style="list-style-type: none"> ・音声回線交換サービス制御装置 ・ AS : Application Server </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	音声伝送役務に直課する固定資産	データ伝送役務に直課する固定資産	(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・音声回線交換サービス制御装置 ・ AS : Application Server 		(略)		有
音声伝送役務に直課する固定資産	データ伝送役務に直課する固定資産									
(略)	(略)									
<ul style="list-style-type: none"> ・音声回線交換サービス制御装置 ・ AS : Application Server 										
(略)										
<p>意見3</p> <p>● 本ガイドラインの改定案に賛同。</p>	<p>考え方3</p>									
<p>○ 接続料の算定等に関する研究会第七次報告書において、接続料算定の適正性の観点から、一部の第二種指定電気通信設備を設置する事業者(以下、「二種指定事業者」)による固定資産価額比の算出方法の考え方は改善の余地があること等が指摘(以下、「本指摘」)されました。</p> <p>○ 当社は、本指摘について、接続会計における音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦が、これまで適切に行われているかの検証がされておらず、接続料算定の適正性が確保されていない可能性があったものと考えています。</p> <p>○ 今般のMVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(以下、「本ガイドライン」)の改定により、固定資産価額比の算出方法や、音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦について、二種指定事業者の考え方</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無								

を統一し、配賦における恣意性を排除することは、接続料算定の適正性の向上に資するものであるため、当社は改定案に賛同いたします。

【株式会社NTTドコモ】

以上